

令和6年度鹿屋最終処分場地中変位観測等業務委託

仕 様 書

大隅肝属広域事務組合

# 第1章 総 則

本仕様書は、大隅肝属広域事務組合(以下、「組合」とする。)が発注する鹿屋最終処分場地中変位観測等業務委託(以下、「本業務」とする。)に適用する。

## 1 業務目的

本業務は、安定化の一環として実施している保有水観測の孔内洗浄及び2号及び3号道路に生じている地表面変位が地中変位として確認されるか否かを把握するために観測することを目的とする。

## 2 業務概要

本業務の概要は以下のとおりとする。

- (1) 業 務 名 : 令和6年度鹿屋最終処分場地中変位観測等業務委託
- (2) 実施場所 : 肝属地区鹿屋最終処分場(鹿屋市下高隈町4319番地1)
- (3) 実施期間 : 令和6年5月20日から令和7年3月28日まで

## 3 業務範囲

本仕様書で定める業務の範囲は次のとおりとする。

なお、業務内容の詳細については「第2章 特記仕様書」による。

- (1) 地中変位観測及びデータ整理  
1孔 観測、データ整理: 1回/2か月
- (2) 保有水観測孔内洗浄  
8孔 1回/年
- (3) 業務報告書

## 4 業務管理

本業務の遂行に当たっては、業務工程表に沿って遅滞なく業務を行うこと。

組合との連絡を密にし、不明な点については適宜、指示を求めること。

なお、業務工程に変更が生じた場合は、組合、受託者の協議の上実施するものとする。

## 5 主任技術者及び現場代理人

- (1) 本業務の実施に当たり、受託者は主任技術者を定め、組合に書面をもって通知すること。
- (2) 主任技術者は、本業務を実施するに当たり、業務全般にわたって管理を行うものとする。
- (3) 受託者は、地すべり調査・観測・解析業務について十分な経験と実績を有している者を選任することとし、経歴書に業務実績を記載することとする。

## 6 提出書類

本仕様書に基づき組合の指定する期日までに、次に示す書類を提出すること。

- |          |              |
|----------|--------------|
| ○業務工程表   | ○業務着手届及び完了届  |
| ○主任技術者届  | ○業務実施体制表     |
| ○納品書、請求書 | ○その他指示する必要書類 |

## 7 成果品(報告書)

- (1) 受託者は業務完了に際し、成果品を提出するものとする。  
なお、成果品の作成に当たっては、事前に組合と協議の上作成するものとする。
- (2) 成果品は、すべて組合の所有とし、受託者は、組合の承諾を得ないで業務の成果を他に公表、貸与又は使用してはならない。

## 8 雑 則 等

### (1) 適用範囲

本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるもので、業務の遂行に当たっては、組合の求める基本的な計画内容、範囲を十分に把握した上で、必要かつ十分な業務内容とすること。

なお、業務内容の変更に伴い、委託金額に変更が生じる場合においては、組合と受託者間で協議の上決定するものとする。

### (2) 疑 義

受託者は本仕様書に不備や疑義が生じた場合は、組合と十分協議の上、遺漏のないよう業務を行うこと。

### (3) 完 了

本業務は、組合の検査合格をもって完了とする。

## 9 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、その他関係法令等を遵守するものとする。

## 10 機密の保持

本業務の遂行において、知り得た情報・秘密を他人に漏らしてはならない。

また、中立性を厳守し、本業務の実施に努めなければならない。

## 11 資料の貸し出し

- (1) 本業務実施のために必要な図書、関係資料等がある場合、組合が所有する図書等を貸与できるものとする。

- (2) 受託者は資料等の貸与を受ける場合は、そのリスト等を作成し、組合の承認を受けること。

また、貸与された資料は業務完了時に全て返却すること。

## 12 報 告

業務実施期間中、受託者は組合から業務進捗状況の報告を求められた時は、速やかに報告すること。

## 第2章 特記仕様

### 1 一般事項

#### (1) 処分場内の立ち入り

現在、水処理施設他稼働中の施設があるため、立ち入りについては事前に組合に連絡し許可を受けて場内へ立ち入ること。

#### (2) 廃棄物等の飛散拡散防止

日々の現場作業完了後は、使用した器具工具や車両等は場内で洗浄し、場外への廃棄物の飛散拡散防止のないようにすること。

#### (3) 火気厳禁

一般廃棄物最終処分場内は、廃棄物の埋立てられた土地であり、有害ガスの発生も想定しておかなければならない。従って、作業中の喫煙は禁止とし、火花等の発生が想定される機械使用時には安全確認を徹底すること。

### 2 地中変位観測及びデータ収集

#### (1) 地中変位観測

地中変位は、挿入式孔内傾斜計観測とする。

観測方法は、地上より管内に傾斜計を挿入して深さ毎の傾斜量と方向を測定し、その測定結果から地中水平変位を求めるものである。

観測は深度方向に傾斜計を0.5m移動するごとに行い、最初の測定値を初期値として測定し、その後一定期間毎(2か月1回)に計測すること。

なお、観測予定日および実観測日については、組合に連絡し立ち入りの許可を得ることとする。

#### (2) データ整理

観測したデータを整理しその都度組合に報告することとする。

また、観測実施前に実施計画書(実施工程計画表)を作成し組合の承諾を得るものとする。

なお、観測期間中に大雨や台風等気象現象に応じて観測を必要とする場合は、適宜、打合せ協議を行い組合の指示を受けて実施することとする。

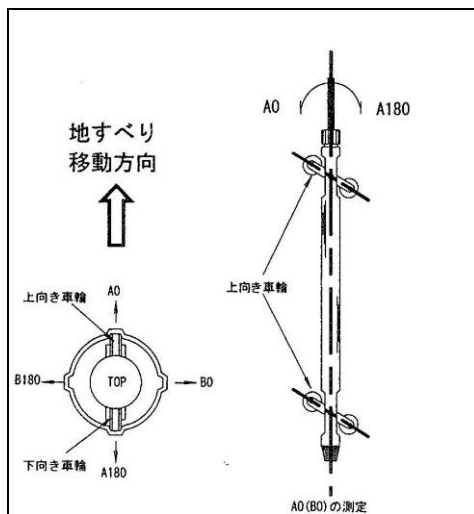
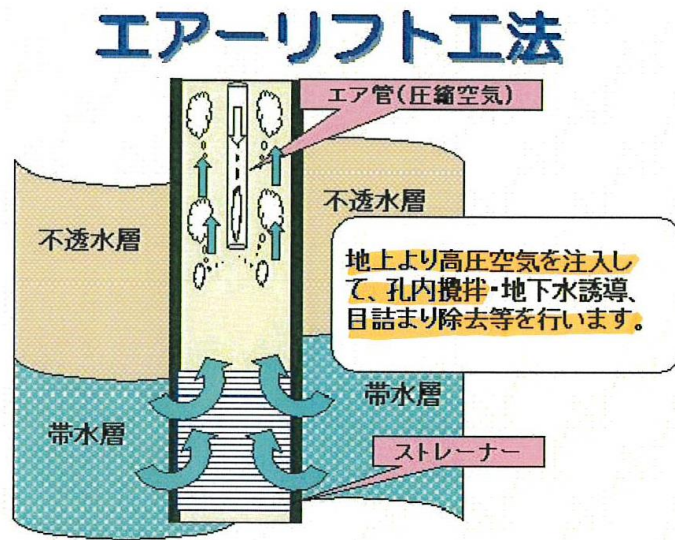


図-1 挿入式孔内傾斜計概略図

### 3 保有水観測孔内洗浄

エアリフト工法とし、実施日については組合へ連絡し立ち入りの許可を得ることとする。



### 4 資料とりまとめ報告書作成

受託者は、調査内容に則して、観測した結果を整理し変動図等作成の上、とりまとめて報告書を作成することとする。報告内容等は、組合と打合せ協議し、作成するものとする。